

各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

各 連 結 法 人 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 に 関 す る 明 細																	
試験期 研究除 費額の の 総個 額別に 帰 係属 する額	各連結法人における試験研究費の額		1	円	連 結 繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 事 業 年 度 の 最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	20	円	繰 越 控 除 金 額 (別表六の二(三)「26」)	20					
	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2						直前累積控除未済額 (最初の繰越連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(三)付表三「39の②」+別表六の二(三)付表四「39の②」+別表六の二(三)付表五「39の②」)			21		21			
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「11」)		3						総額方式分控除可能額 (16)			22		22			
	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$		4						$(20) - (21) - (22)$			23		23			
特 別 期 間 控 除 額 の 個 別 帰 係属 する額	各連結法人における特別試験研究費の額 (別表六の二(六)「7」の「計」)		5	税 額 控 除 限 度 超 過 額	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	各連結法人の最初の繰越連結事業年度の特別試験研究費の額	24		繰 越 控 除 金 額 (別表六の二(三)「26」)	24					
	各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)		6						最初の繰越連結事業年度の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)			25		25			
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「18」)		7						$(23) \times \frac{(24)}{(25)}$			26		26			
	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(5)}{(6)}$		8						$(19) + (26)$			27		27			
連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	全 額 場 合 の 控 除	9		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		繰 越 控 除 金 額 (別表六の二(三)「26」)	10					
	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	直前累積控除未済額 (最初の繰越連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(三)付表三「39の②」+別表六の二(三)付表四「39の②」+別表六の二(三)付表五「39の②」)					11				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13		
			$(10) - (11)$					12				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14		
			各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額					13				$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15		
			最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)					14				繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10		
	繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額					最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)			10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13
									$(10) - (11)$			12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14
									各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額			13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15
									最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)			14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10
									繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)			10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13
最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)				14		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15			15							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		13							
				$(10) - (11)$	12		最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		14							
				各連結法人の最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額	13		$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15		15							
				最初の繰越連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14		繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10		10							
繰 越 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰 越	一 部 の 控 除 限 度 超 過 額	最 初 の 繰 越 連 結 事 業 年														

別表六の二(三)付表二 平二十三・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（三） 付表二の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（同法第68条の9の2第1項又は第2項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含み

ます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。